

## 日本顕微鏡学会論文賞・和文誌賞規定

昭和60年 6月24日理事会決定	
昭和61年 5月16日改	正
平成元年10月13日改	正
平成4年 3月28日改	正
平成9年 3月22日改	正
平成19年 5月21日改	正

第1条 本会は奨学のため、日本顕微鏡学会論文賞と日本顕微鏡学会和文誌賞を設け、本規定によって授賞する。

第2条 本賞は賞状および賞牌とする。

第3条 論文賞は学会機関誌、Journal of Electron Microscopy（以下JEMと略す）に掲載された論文の中より前2ヶ年の実績を審査し、学術上または技術上特に優秀な論文若干編に対し、年1回授賞する。

第4条 和文誌賞は学会機関誌、「顕微鏡」に掲載された論文の中より前2ヶ年の実績を審査し、学術上または技術上特に優秀な論文や解説1編に対し、年1回授賞する。

第5条 授賞論文の選考は別に定める日本顕微鏡学会論文賞・和文誌賞選考内規により、選考委員会で行う。

第6条 会長は第5条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞論文を決定する。

第7条 本賞を授賞すべき適当な論文がない場合には、その年度は授賞しない。

第8条 本賞の授賞は通常総会で行う。

第9条 本賞に関する経費は一般会計中から支出する。